

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年十一月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年七月二十一日奈良県指令中土第四八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年十月二十三日中土第六七一五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年十月二十三日中土第六八一二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市地黄町二〇番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大字根成柿三八〇一 A一ニ〇四ネオシテイー大和高田

前川剛

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市地黄町二〇番二の一部